明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（**財務**七一）　一
○介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九八）　二
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（**同**九九）　二
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**同**一〇〇）　三

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**三）　三
○平成二十三年総務省告示第三百七十九号の一部を改正する件（**総務**一七一）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**三六〇、三六一）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**三六二）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件（**外務**二七七）　五
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**農林水産**一一〇四）　五
○保安林の指定をする件（**同**一一〇五～一一一一）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**一一一二）　六
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**七）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（**経済産業**一七〇）　七
○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（**海上保安庁**九六）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**一四八～一五〇）　八

〔人事異動〕

内閣　外務省　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
弁理士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　二九
会社その他

省　令

○財務省令第七十一号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

財務大臣　麻生　太郎

原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令（平成二十三年財務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付される国債の発行等に関する省令

第一条中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に、「原子力損害賠償支援機構国庫債券」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券」に改める。

第四条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第六条中「原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令」に、「第九条」を「第七条」に改める。

附　則

1　この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

2　原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第四十八条第一項の規定により発行した原子力損害賠償支援機構国庫債券は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第四十八条第一項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券とみなす。